

建築物からの落下物による事故防止についてのお願い

建築物の外壁の一部（タイル、モルタル、石貼りなど）が落下して、通行人等が負傷する事故が多数報告されています。

建築物、広告板等の所有者や管理者は、その建築物について常時適法で安全な状態を維持するよう努めていただく必要があります。事故が発生した場合、その所有者や管理者が責任を負う可能性があります。

建築物、広告板等の所有者や管理者の方は、常日頃から、落下の事故が発生しないよう、目視による点検をおこない、必要に応じ専門業者等による、点検や改修をおこなってください。

目視による点検にあたっては、高所に設置された広告板等の点検については、双眼鏡等を使用するなど、細部まで確認するようにしてください。高い場所からの点検時には、落下事故等のないよう十分注意してください。

目視による点検事項

広告板、空調室外機等

1) 緊結等の状況

- ・構造体への緊結は適切か（設置位置、支持方法、支持金物が腐食していないか）
- ・溶接部に亀裂や腐食が生じていないか

2) 劣化・損傷状況

- ・錆、腐食等はないか
- ・傾き、変形、損傷はないか

外壁仕上げ材等

1) タイル貼り・モルタル塗り・石貼り

- ・下地コンクリートの割れ、錆汁、白華現象（石灰質の物質が表面に出る）はないか
- ・モルタルの浮き、ひび割れ、ふくらみはないか
- ・タイルの割れ、タイルの浮き上がり、タイル目地の劣化、損傷はないか
- ・貼り石の亀裂、割れ、目地の劣化、損傷はないか
- ・留めてある金属類の錆、腐食はないか

2) 外壁パネル

- ・パネル本体や塗装の劣化・損傷等はないか
- ・変色、退色、膨れ、剥がれ、腐食等の劣化はないか

- ・シーリング材等の劣化・損傷状況はないか

窓・サッシ等

1) サッシ等の維持保全状況

- ・開閉等に不具合はないか
- ・ガラスの破損、網入りガラスの鉄線の錆等はないか
- ・建物本体と枠部との取付け状態はよいか
- ・付属金物の故障はないか

2) サッシの劣化・損傷状況

- ・腐食やゆるみ等による落下、外れ等の恐れはないか
- ・錆、腐食、塗装面の劣化等はないか
- ・斑点腐食、接合部等のゆるみの箇所はないか

3) ガラスの固定状況

- ・はめ殺し窓のパテが硬化し、ひび割れ等がないか

改修にあたっての注意事項

改修にあたり、屋外広告物を取り替える場合には、その内容によって、建築基準法による確認申請、屋外広告物条例による許可申請、道路法による占用許可申請が必要となる場合がありますので、ご注意ください。

(各種手続の問合わせ先)

建築基準法による定期調査報告・・住宅都市局建築安全推進課	052-972-2935
屋外広告物条例による許可申請・・住宅都市局都市景観室	052-972-2735
道路法による占用許可申請・・・・・緑政土木局道路管理課	052-972-2849